



執筆者:

E-mail  中島 和穂E-mail  平家 正博E-mail  根本 拓E-mail  田代 夕貴E-mail  稲岡 優美子

2021年12月23日、米国において、ウイグル強制労働防止法(Uyghur Forced Labor Prevention Act)が成立しました¹。同法は、強制労働によって生産されたものではないことを証明する等の幾つかの要件を満たさない限り、中国の新疆ウイグル自治区で生産された産品及び同産品を組み込んだ産品(以下「新疆ウイグル自治区産品」といいます)の輸入を原則として制限する等、新疆ウイグル自治区産品の輸入規制や同地区の強制労働に関与したとされる者に対する制裁に関する規制を強化するものであり、今後、米国に輸出する企業に多大な影響を与える可能性があります。

1. ウイグル強制労働防止法の制定経緯

米国は、従前から、関税法 307 条に基づき、強制労働により生産された産品及び当該産品を組み込んだ産品(以下「強制労働関連産品」といいます)と合理的に判断される貨物について税関での貨物の引渡しを保留する貨物引渡保留命令(WRO)を発し、その輸入を制限していました。実際、米国税関・国境警備局(Customs and Border Protection: CBP)は、過去 2 年間において、新疆ウイグル自治区で製造された製品のうち、綿製品、トマト製品、シリカ製品等について強制労働による製造と合理的に判断されることを理由に輸入を規制しました(近年の規制強化の動向については、[2020年12月17日発行の弊所ニューズレター](#)及び[2021年9月21日発行の弊所ニューズレター](#)をご参照ください)。

そして、新疆ウイグル自治区における強制労働に対する批判が米国において高まる中、米国議会は、ウイグル強制労働防止法の審議を継続的に進めてきており、上院や下院において異なる内容の法案が可決される等の紆余曲折がありました。昨年 12 月 14 日に連邦下院を、続いて同月 16 日に連邦上院を通過し、同月 23 日にバイデン大統領の署名をもって同法が成立しました。

2. ウイグル強制労働防止法の内容

従前、CBP が、ある産品の輸入を規制するには、輸入されている産品が強制労働関連産品であることを合理的に示す情報を入力する必要がありましたが、ウイグル強制労働防止法は、強制労働の不存在の立証等の一定の条件を満たさない限り、新疆ウイグル自治区産品の輸入を禁止している点で、大幅に規制を強化する内容となります。同法は、そのような(1)新疆ウイグル自治区産品の輸入の原則的禁止のみならず、(2)強制労働関連産品の輸入防止に向けた戦略の策定、及び(3)新疆ウイグル自治区における人権侵害に関する制裁の強化を主な内容とするものです。以下、これらの点について概観します。

(1) 新疆ウイグル自治区産品等の輸入の原則的禁止

ウイグル強制労働防止法は、新疆ウイグル自治区産品等について、以下のような輸入制限を定めています。

- 2022年6月21日以降、新疆ウイグル自治区産品は、原則として、関税法 307 条に基づき米国への輸入が禁止され、米国のいかなる税関も通過できない(Sec 3(a))。

¹ <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/6256/text>

- 上記禁止の例外として、米国への輸入等が認められるためには、CBP 長官が、以下の例外を満たしたと判断する必要がある(Sec 3(b))。
 - ・ 輸入者が、(i)米国強制労働タスクフォース等が策定する手引き(下記(2)参照)を完全に順守するとともに、(ii)対象産品が強制労働により製造されていないことを確認するための CBP 長官からの質問に完全かつ実質的に回答していること
 - ・ 対象産品が強制労働により製造されていないことが明白で説得的な証拠(clear and convincing evidence)により示されていること
- CBP 長官は、上記例外を認めた場合には、対象産品及び考慮した証拠を特定する報告書を適切な連邦議会委員会に提出し、また公衆が閲覧できるようにしなければならない(Sec 3(c))。

この原則的な輸入禁止措置は、新疆ウイグル自治区産品という地理的な範囲で特定されたもののみならず、下記(2)で述べる米国強制労働タスクフォースが以下の何れかとして特定した者が同自治区以外で生産した製品も適用されます(Sec 3(a))。

- ① 新疆ウイグル自治区において強制労働により産品を生産している事業者
- ② 新疆ウイグル自治区政府と協力して強制労働者や迫害されている人種グループを新疆ウイグル自治区から受け入れている事業者
- ③ 上記①又は②の事業者によって製造された産品を中国から米国に輸出している事業者
- ④ 新疆ウイグル自治区、又は、貧困軽減プログラム、ペアリング支援プログラム、及び、強制労働を利用するその他の政府の仕組みのために新疆ウイグル自治区政府若しくは新疆生産建設兵団(Xinjiang Production and Construction Corps)と協力する事業者から材料を調達する事業者

(2) 強制労働関連産品の輸入防止に向けた戦略の策定

また、同法は、米国強制労働タスクフォースに対し、パブリックコメント及びパブリックヒアリングの手続を実施した上で、2022年6月21日までに、商務長官及び国家情報長官と協議の上で、関税法 307 条の執行を支援し、中国における強制労働関連産品の米国への輸入防止戦略を策定することを義務付けています(Sec 2)。なお、この「米国強制労働タスクフォース」とは、国土安全保障長官が議長となり、関連する知見を有する他の政府機関であって大統領が適切と判断するものの代表者によって構成されます。

同法は、この輸入防止戦略に盛り込むべき事項を具体的に列挙していますが、主要な事項は以下のとおりです。

- 中国の強制労働関連産品を輸入するリスクの包括的な分析
- 上記(1)の①から④までに挙げた事業者
- CBP が新疆ウイグル自治区産品を正確に特定し追跡するために採用すべき取り組み、ツール、技術等についての勧告
- 輸入者に対する手引き(中国の強制労働関連産品の輸入を防止するためのデューデリジェンスやサプライチェーン管理に関する手引き、中国産品が新疆ウイグル自治区産品や強制労働関連産品ではないことを証明するための証拠に関する手引き)

(3) 新疆ウイグル自治区における人権侵害に関する制裁の強化

さらに、ウイグル強制労働防止法は、ウイグル人権政策法(Uyghur Human Rights Policy Act of 2020)²で規定されていた制裁対象者の範囲を広げています。具体的には、ウイグル人権政策法で制裁対象とされていた新疆ウイグル自治区における拷問や裁判を経ない長期間にわたる拘束等に対して責任を負う者に加え、同自治区における「強制労働と関連する深刻な人権侵害」(serious human rights abuses in connection with forced labor)に対して責任を負う者も、米国における資産凍結や米国への渡航制限といった制裁の対象になると定められています。

² <https://www.congress.gov/116/plaws/publ145/PLAW-116publ145.pdf>

3. 日本企業への影響

上記のとおり、ウイグル強制労働防止法は、原則として、新疆ウイグル自治区産品や、同自治区の強制労働に関与するものとして米国政府に特定される事業者の製品の輸入を禁止し、例外として輸入が認められるためには、強制労働により生産された産品ではないことの立証を輸入者に求めるものです。しかし、米国政府自身が、新疆ウイグル自治区での調査の信頼性に疑義を呈している³こと、さらには CBP 長官が例外を認めた場合にはその決定の妥当性が議会や公衆から精査され得る仕組みになっていることを踏まえると、上記の例外が認められるための基準は厳しいものになることが予測されます。したがって、同法は、新疆ウイグル自治区産品や、同自治区の強制労働に関与するとして米国政府に特定される事業者の製品を利用して米国に輸出するリスクを格段に高めるものです。

今後、米国強制労働タスクフォースが中国における強制労働関連産品の米国への輸入防止戦略を策定することになりますのでその内容に注視する必要があります。

これまで WRO の対象となった綿製品、トマト製品、シリカ製品等のみならず、既に米国政府が公表した新疆サプライチェーンビジネス勧告(詳細は、[2021年9月21日発行の弊所ニュースレター](#)をご参照ください)において、新疆ウイグル自治区関連の強制労働が疑われる産業として列挙された 21 の産業⁴については、上記輸入防止戦略においても含まれることとなったり、CBP による執行が強化される可能性があり、サプライチェーン上に新疆ウイグル自治区産品が含まれないこと等を慎重に確認することがより一層求められるものと思われます。

加えて、米国強制労働タスクフォースが上記輸入防止戦略において策定する「企業に期待される対応」(サプライチェーン・デューデリジェンスの内容、強制労働が存しないことを示すために準備すべき証拠の内容等)を正確に把握することが重要と考えられます。

また、米国強制労働タスクフォースは、上記輸入防止戦略を策定する前に、企業等からコメントを募集することになっていますので、その機会を利用してコメントを提出することも考えられます。具体的には、同タスクフォースは、2022年1月22日までに、中国の強制労働関連産品の輸入を防止する方法に関するパブリックコメントを募集する告示を公表することになっています。米国政府による輸入制限の執行対象となる可能性のある企業は、かかるパブリックコメントにおいて、当該規制が企業にとって過度な負担を強いるものとならないよう求めるコメント(例えば、例外的に輸入が認められるための「強制労働により製造されていないことを明白かつ説得的に示す証拠」の内容や求められる立証の水準を具体的に示すことを求めるコメント)を提出することも検討に値します。

一方で、企業が、新疆ウイグル自治区産品を用いないことを、対外的に公表したり、自社のサプライチェーン上の事業者、特に中国企業に求める場合には、中国の法令に基づく対抗措置(例えば、信頼できない企業リスト、外国の法律及び措置の不当な域外適用を阻止する弁法及び反外国制裁法)の対象となり得るのみならず、中国の消費者からの不買運動等の事実上の不利益を被るリスクもあります。企業としては、米国の輸入規制のみならず、中国側の反応も考慮しながら、サプライチェーンの見直しを進めていく必要があるといえます。

昨年は、ウイグル強制労働防止法の成立による米国での強制労働に対する規制強化のみならず、G7 のような国際的なフォーラムでも、サプライチェーン上の強制労働の問題が重要課題として議論される等、ビジネスにおける人権問題への関心が国際的に高まった年でした⁵。こうした動向は、企業がサプライチェーンの人権デューデリジェンスを早期に実装することの必要性を示し

³ 2021年7月13日付新疆サプライチェーンビジネス勧告 11 頁以下。

⁴ 農業(特にハミウリ、トマト製品、ニンニク等)、携帯電話、クリーニング用品、建設関連、綿関連(綿糸、綿繰、紡績、綿織、綿製品)、電子部品組立産業、資源採掘産業(特に石炭、銅、炭化水素、石油、ウラン、亜鉛を含む)、鬘・ヘアアクセサリ、食品加工、ホスピタリティサービス、麺、印刷製品、履物、ステビア、砂糖、織物(寝具、カーペット、ウール等)、玩具、グローブ、金属シリコン、再生可能エネルギー(ポリシリコン、インゴット、ウェハ、結晶シリコン太陽電池、結晶シリコン太陽光発電モジュール)

⁵ 例えば、G7 の貿易大臣会合において、参加国が、サプライチェーンにおいて強制労働が行われないことや強制労働を実行した者が責任を負うことを確保するために継続して協働すること、国際的な労働基準及びグローバル・サプライチェーン全体を通じた責任あるビジネス行動に関する国際的な基準によるビジネス・コンプライアンスを円滑化することにコミットすること等が確認されました(2021年10月22日 G7 貿易大臣コミュニケ<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100251121.pdf>)。

ているといえるでしょう(人権デューデリジェンスの実践については [2021年4月30日発行の弊所ニュースレター](#)参照)。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 